

令和2年第5回教育委員会定例会

令和2年第5回教育委員会定例会が令和2年5月22日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 令和2年5月22日(金) 午前9時30分から |
| 2 場 所 | 健康センター 研修室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員)
土屋 佳子 (委員) |
| 5 事務局 | 渡辺 研二 (教育部長)
中山 兼一 (教育部参事)
細山 克昭 (教育総務課長)
山本 晋也 (指導課コミュニティハウス・教育指導担当課長)
綾乃 扶子 (生涯学習スポーツ課長)
伊藤 高博 (図書館長)
馬場 一平 (統括指導主事)
柴崎 大輔 (指導主事)
宮野 将史 (指導主事)
野中 大輔 (教育総務課庶務係長)
島崎 節子 (教育総務課主任) |

令和2年第5回清瀬市教育委員会臨時会議事日程

令和2年5月22日
午前9時30分

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名(土屋委員) |
| 日程第2 | 教育長報告 |
| 日程第3 | 教育委員報告 |
| 日程第4 | 議案第23号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部改正
について |
| 日程第5 | 報告事項1 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感
染症対策について |
| 日程第6 | 報告事項2 清瀬市公共施設再編計画の延期について |
| 日程第7 | 報告事項3 令和元年度 長期欠席・いじめ調査の報告について |
| 日程第8 | 報告事項4 その他 |

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が土屋委員を指名

日程第2 教育長報告

○緊急事態解除、その後の対応について

(坂田教育長)

教育課程の決定には学校長の権限による。ただ万が一臨時休業が延伸され6月一日に再開できない場合においては、この限りではないと考えている。その理由は学びの保障。休業日の設定も、土曜日の授業開催も教育委員会として一律に決定することも検討する必要がある。

6月1日を過ぎてしまえば、各校の経営判断とは言っていない。教育委員会は一律に対応方針を示す。全員協議会で私の提案について議論したい。

日程第3 教育委員報告

(土屋委員)

○5月21日 ホームスタートジャパン会議

坂田教育長にも参加していただき、学齢児に向けた家庭訪問のスキーム作りのための会議を行いました。活動としては4家庭へ訪問を行っています。このコロナ禍でも訪問へ相当なニーズがあり、個別対応、感染病防止の対策を行いながら実施。引き続きよろしく申し上げます。

(坂田教育長)

教育委員会事務局側にも新しい方が多くなっています。土屋委員からホームスタートジャパンの役割や今回のプロジェクト(学齢期の家庭訪問について)の概要をもう一度簡単に説明をお願いします。

(土屋委員)

ホームスタートジャパンはイギリスで発祥しました。乳幼児のいる家庭に対する家庭訪問のボランティア活動を行い、日本では団体が設立されて今年で10年になります。清瀬ではピッコロNPOが先駆的に活動を行っていました。令和元年度より、学齢児を対象とした家庭への訪問を目的としたマニュアル化のための研究会が発足しました。無償で家庭の訪問を実施します。細々とした家事を一緒に行いながら、子供と親の支援を考える全国的な組織になります。

(坂田教育長)

家庭を訪問して学齢児の支援に踏み込む活動は全国的に例がありません。この取り組みは教育委員会との連携が難しいとの意見が出ています。しかし、私も委員に入らせていただいて、土屋委員も委員長として関わってくださっています。これはNPO法人ピッコロの小俣理事長や大正大学の西條先生方とタッグを組んで清瀬でパイロットモデルを作っていこうということです。

教育委員会事務局や各学校に負担がかかるものではありません。この活動の広報する際にプリントを配らせてもらう等の協力をいただくことがあるかもしれませんが、私は非常に大きな可能性を感じているところです。社会総がかりで子供を育てる本市の基本的な考え方に合致するものです。全面的に応援をしたいと思っています。

また、ホームスタートジャパンについてお知りになりたいことがあれば、土屋委員が委員長でするので個人的にお問い合わせいただければと思います。

粕谷委員から、ご報告または教育長報告会へのご意見をお願いします。

(粕谷委員)

教育委員活動の報告は特にございません。教育長報告の中の校長会についてですが、一本化されていない、バラバラであったとの事ですが、このコロナ禍が収束するような頃には、新しい試みというのが今後の発展につながる契機に、何か新しいことが起きるのではないかと前向きに考えたいと思います。

(坂田教育長)

ありがとうございます。事務局と校長会が共同して作り上げたQ&Aについて、全員協議会の時間に、ご審議いただければと思います。続きまして兵頭委員から活動報告、ご意見をお願いします。

(兵頭委員)

私も特に報告はありませんが、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、個人的にどう受け止めるか、人のそれぞれの感覚の違いを感じています。保護者、教員、校長であってもそうだと思います。受け止めや恐れ、立ち向かっていくことに関しては、一律に同じ見解を持つのは難しいと思います。市の方である程度の Q&A を打ち出し、この線だけはという所が示される事は、さらにそれ以上やっけていこうとする方もいれば、この程度で良いのではないかと思う方もいます。1つの基準として判断しやすいものになっていると思います。

3週目以降の普通の教育活動をやろうと思った時に、1番は子供の人数、教室の人数をどうするのか。教室の環境的な問題、そしてまた教員の人数としましても、決して余分な先生が配置されるわけでもありません。今までの体制の中でどうすれば普通の授業ができるのかを考えていかなければいけない。そして子供たち行動、朝学校に登校した時から、教室に入るまでのシミュレーションとか、教室で一日をどう過ごしているか。どのように下校していくのか。そのような日々の流れを確認することが必要です。教員もどういうところで何をするのか。動きが見えて具体的な問題も出てくると思います。

校長会から意見として出ていたものがたくさんありましたが、要望としてすごく良くわかります。ただし予算的な関係から現実的には難しいと思うものもありますし、工夫次第で出来るものもあるのではないかと思います。

みんな手探りで、上手くいくか解らないですけれども、自分たちの出来ることをやっていくしかないと思います。

(坂田教育長)

児童・生徒に登校から下校するまでの流れをシミュレーションして見える化するの1つの安心のできる方法ですね。

(兵頭委員)

他の地域の取り組みや対応だと思いましたが、例えば子供はすぐに教室に行くのではなく、手洗いをして、検温をしてきた子供は健康観察表があることを確認して入室するとか、検温していない子供は教室に入らないで、検温や健康観察を実施してから移動するなど、一日のシミュレーションがあると、先生もまず何をするのか、具体的に課題も見えるし、自分たちが不安に思っていることも、解消する手立てになると思いました。

(坂田教育長)

確かに非常に興味深いですね。どこの自治体でしたかご記憶がありますか。

(兵頭委員)

大阪だったでしょうか。Q&A の後に様々な資料がついていました。その資料中に先ほどお話しした一日のシュミレーションであったりとか、教室で行う時のチェック表。掃除して消毒が必要な部分の一覧表等。使う、使わないは別にしてもそのような資料があることで安心する気がしました。

(坂田教育長)

後で内容を検索してみたいと思います。宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

兵頭委員からお話のあった一日の生活をシュミレーションしてというお話、大阪の堺市か枚方市かどちらかだったかと思います。私は日本のこれまでの伝統文化の中で、手洗いをするとか、そのような生活習慣が今回のコロナ禍という甚大な問題についても、効果的だったと思います。諸外国においては、様々な文化があり、食事前に手洗い習慣のない国もあります。これまでの日本人の生活スタイルについて、改めて評価をしてみる必要があると思います。

さらに新しい生活スタイル、特に学校での生活スタイルがこうあるべきなども示していくことが必要と思います。単に手洗いだけでなく顔を洗う、うがいをすることも取り組んでいる自治体もあります。このことについては学校の校長や養護教諭の皆さんが工夫して、学校独自のスタイルを作っていく、それを校長方で共有していくことが大事ではないでしょうか。

(坂田教育長)

教育委員会事務局と学校の責任と役割を、どのように線引きしていくのか今回検討いたしました。別日で結構ですので、教育員会で話し合う時間を頂きたいと考えます。教育委員会が相当責任を負ってやっていかなければならないと思います。どこの学校でも命を守るという事は同じです。ただ教育課程は学校が責任を持って作り上げていくものだろうと思っています。宮川職務代理者ご意見どうぞ。

(宮川職務代理者)

教育委員会として様々なアイデアを出すこと、Q&A を作成する等も、校長方や先生方が自

分たちでどうするか考えて実行していくためのヒント集であり、きっかけになると思っています。それがあれば学校はやらされている感は無くなるでしょう。何がないからこうしてほしい、それが学校経営者の論理になっているのではないのでしょうか。

一番言いたい事は、教育課程の話の後ほど討議いたしますが、学校で学習指導要領に示された事は最低限の内容です。それをやる、国民としての幸福な人生を送るための基本的な知識、スキルを身に付けるためのものです。しかしながら、それだけで充分なののでしょうか。そこをこのところを考えていくのが、清瀬の命の教育だと思っています。

今回の授業時間数はどうするか、それも議論は必要ですが、それ以上に大事なのは今までおろそかにしてきたことを、どれだけ教育の中に取り組んで学校独自のカリキュラムを作っていくか。学校として提案をいただいて取り組み、教育委員会もそれを後押しするようなそのような関係性だろうと思っています。つまり学校としてのアイデア、こうしなければいけないとの論理に基づいていたら良いのではないのでしょうか。そこが線引きのポイントなのではないかと思いますがどうでしょうか。

(坂田教育長)

Q&A は校長が考えるためのヒント集である。このお言葉は非常に示唆があると思っています。本日の午後に臨時校長会が開催されるのですが、そこでぜひこの言葉を紹介したいと思っています。まさに今おっしゃっていただいたような、姿を目指していきたいと思っています。

その 1 つなのですが映像をご覧いただきたいと思っています。教育委員会が環境整備をして、その環境に基づいて各学校が自分たちで工夫してやったと言う事例です。YouTube の学校チャンネルを開設したのですが、第五中学校が授業をアップしてくれました。今のところ第五中学校と第十小学校がアップをしているようです。他の学校はまだそこまで至っていませんが、見ていただければと思います。

(動画鑑賞)

教育委員会事務局が環境を作ることで学校が動画配信を行えました。このコロナ禍がなければ清瀬市は踏み込めなかった。転んでもただでは起きないという 1 つの具体と考えているところです。

また、この動画を見ていて不思議な感覚に陥りました。それは一対一で学ばせてもらっているようなイメージです。一対一でこの先生が語りかけてくれるような印象を持ちました。何か新しい学びの予感、これが正直な感想です。もちろん動画ですので繰り返し視聴が出来るわけです。重要なことについて繰り返し学びながら定着をさせていく、この方法論もあるのではないだ

ろうかと思います。これはコロナ禍に限らず、今後の教育課程の 1 つのツールになると思っています。

またもう 1 点考えたのは生涯学習だと思いました。親が見ても枕草子などは発見や学びに繋がるわけですね。これは良いきっかけになる、生涯学習の良いチャンネルになると考えました。

一番大きなものの効果は、教員が自らの授業実践動画を公開する、この価値です。なかなか授業を公開する事は勇気のいることですが、これに挑戦した事は大きく評価をしたいと思っています。授業の進め方など課題はあろうと思いますが見つめ直していくチャンスになるのではないかと考えます。多分この教員は自分の授業の様子を客観的に見つめ直すことができたと思います。自分の癖はどこにあるのか、これは進め方がまずかったか、おそらくわかってくる。教員の力量形成にとっても非常に価値のあるものではないかと考えています。

学校によっては YouTube の動画については後ろ向きな学校もあります。操作性の悪さなど課題もありますが、事実このようにアップできている学校もあるので、どの学校でも実施可能である。戦略的な使い方をすべきであると思っています。これはコロナ禍に限ったことではありません。これはもしやすると子供たちは視聴していないかもしれません。子供たちへの教育という面も大事ですが、それ以外の波及効果もたくさんあることをぜひ多くの校長に分かってもらいたいと思っている次第です。他の事についても感想があればお願いします。土屋委員いかがでしょうか

(土屋委員)

今教育長がおっしゃった通りで、子供たちにとっては繰り返し見ることで、定着が図れるかもしれません。ただ家にインターネットの環境があるか、この問題は残っています。

教員の力量形成という点では私も授業をやる立場として「繰り返し見られること」というのは非常に恐怖があります。リフレクションになるというのはすごく大きく、教師教育的視点から見ても大きいものだと思います。

(坂田教育長)

粕谷委員、感想をお願いします。

(粕谷委員)

学校からはさまざまなコンテンツの試みをしてほしいです。例えば学級閉鎖で授業が受けら

れない、直接授業を受けているけれども、疑問点を聞き返すことが出来ず、そのままにしてしまう。授業のポイントだけでも動画になっていれば、個人的に復習することができますよね。直接は聞けなかったけれども、二度三度聞けば理解できる、自主的な復習の材料になるのではないのでしょうか。いろいろな使い方、可能性があると思います。

登校が始まったからといって一切この試みを止めてしまうのではなく、今後もこれをどのようにして使っていけるかを考えると、各校とも一度はチャレンジして貰いたいと思います。

(坂田教育長)

兵頭委員、お願いします。

(兵頭委員)

今見せていただいた第五中学校の YouTube 動画の中に、反応する役の先生たちがいました。これが 1 番すごいな、嬉しいなと思いました。先生自身も 1 人でやるとなると、本当に辛いと思うのです。先程、土屋先生もおっしゃっていましたが、誰もいないところでカメラに向かってひたすら話すよりも、同じ学校の教員が生徒役をやってくれて何かしら反応する。先生の表情も柔らかさにも繋がるし、それを見ている子供もずっと学校に行っていない、人恋しい状態になっていると思います。先生たちの笑顔を見ることができて、声が入ってくると、自分ひとりでそれを見ているかもしれないけれど、自分ひとりじゃない。それを一緒に他の先生たちもいる安心感にもつながって、他の先生が入ってくるアイデアは凄く良いと感心しました。

(坂田教育長)

文字情報では伝わらない実感ですね。ただ地理の先生はギャラリーなしで撮っていたように思います。他の3名の先生はギャラリーが居たように感じました。宮川職務代理者、どうぞ。

(宮川職務代理者)

昨日、大学の教授会をズームでやりました。カメラを横に置いて話す先生は、何かを伝えたくてやっているのだろうかというイメージでした。

兵頭委員がおっしゃられた、受講している人たちがいる雰囲気は本当に良かったです。

教育長がご覧になられて「何か自分が大事にされている」「自分に向かって話されているように感じる」と話されましたが、これは大事なポイントだと感じています。カメラを前に置くか横に置くかによってだいぶ違うようです。

さらに良い事は、先生同士で撮影し合うことです。カメラワークの研究となり、話し方などの課題、授業研究や授業分析も。これも兵頭委員がおっしゃられたように、ひとりでやると分析は出来るが、質が高まらない。やはり何人かでやるのが授業のスタイルを変えていく。これまでの対面式の授業に戻ったとしても、教材の選び方や、先生方の子供たちへの目配りなどが大きく変わってくるのではないかと、今まで出来なかった授業力の向上への取り組みとなるとの期待があります。

また理科の授業で、物質の結晶化を見せるためには、条件を設定する必要があり、非常に難しいものです。事前に動画を準備することで、効率的に授業を進められる。

また遠隔授業の良さの中に、何か疑問はありますか聞くと、チャットで質問を入れられる。出席確認にもなるし授業をちゃんと聞いているかの確認にもなります。動画にプラスしてチャットの機能があればもっと授業の効率が上がると考えます。

(坂田教育長)

宮川職務代理者のお話から刺激を受けて続けますが、発言は出来ないけれども、文字を打って質問をする子や自分の意見を言う子はたくさんいる。BYODでこれをやる価値はそこにあると思います。一般の授業では質問を求めても手を挙げることのない生徒が、チャット機能を使ってスマートフォンから質問を入れる。ICT とはものすごい力があると思います。そのようなことをちゃんと研究しながらGIGA構想を進めていく必要があると思います。子供にとっても教師にとってもすごい力になると思います。ぜひ伝えていきたいと思います。

土屋委員が心配されていた視聴できるネットワーク環境についてですが、教育総務課庶務係長から今回の調査の結果をお願いします。

(野中教育総務庶務係長)

今回一斉メールのアンケート機能を使いまして、生徒家庭に通信環境のアンケートを行いました。回答が 2400 ほどございまして、その中で Wi-Fi が整っていない、ガラパゴス携帯しか持っていない家庭が 120 世帯ほどありました。全く通信環境が整っていない世帯メールでのアンケートにも答えられない状態もありますので、その把握ができていない状態にあります。

(坂田教育長)

清瀬市はルーターの貸し出しは行わないのですか。

(野中教育総務庶務係長)

ルーターの貸し出しは行いません。

(坂田教育長)

ネットワーク環境のない子供たちは学校に来て、図書館や体育館など三密を避けた状態で、学校にある ICT 機器を使用し、学びを深める取り組みを進めていこうと考えています。

少し長くなりましたが日程第3をこれで終わらせていただきます。

日程第4議案第 23 号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の1部を改正する規則について、生涯学習スポーツ課長からお願いします。

(綾生涯学習スポーツ課長)

日程第4 議案第 23 号、清瀬市生涯学習センター条例施行規則の1部改正についてご説明いたします。現在生涯学習スポーツ課により管理及び運営をしております、清瀬市生涯学習センターについて同課が新庁舎への移転後に指定管理者制度を導入出来るようにするために、3月に条例の1部を改正いたしました。そのことに伴いまして規則についても指定管理者の文言を追記するとともに条文を整理したものでございます。詳細につきましては資料No.1 の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(坂田教育長)

指定管理者の導入が可能になるような形での条例改正となります。何かご意見ご質問があればお願いいたします。宮川職務代理人。

(宮川職務代理人)

年間何日位を休館とするなど、指定管理者との協定事項となど要件を示す必要がありますか。指定管理者の都合によって休館の日数が増えるとか、そのような事は無いか心配です。

(坂田教育長)

指定管理に移行していく上で検討が必要になる事。休館日の話もそうなのですが、必要となるような要件が何かありますか。

(綾生涯学習スポーツ課長)

今のところ何日というのは特にありません。基本的には、毎週月曜日と年末年始が生涯学習センターは休館日であり、現在は、メンテナンスや清掃の業務を行っています。その他の要件が必要となりましたら、指定管理者と調整していきたいと思えます。

指定管理者を設ける場合にプロポーザルを実施しますので、その中で提案と言う形ではあるとは思いますが、ただ休館をしてしまいますと、指定管理者としては使用料収入が減少いたしますのであまりそこは望まないのかと思っています。

(宮川職務代理者)

なるほどよくわかりました。

(坂田教育長)

他ご意見ご質問ありますか。(質問意見なし)

ではこの議案に対しましてご承認をいただきますでしょうか。(委員全員承認)

ありがとうございました。議案第 23 号につきましては承認をいただきました。

日程第5報告事項1 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策について、各所管の館長課長からどのような対策を打ったのか、また今後対応をどのようにしていくかなどを一覧にまとめたものを資料の2としております。管理職から説明をいただきたいと思えます。教育総務課宮本副参事からお願いします。

(宮本教育総務副参事)

給食関係について説明をさせていただきます。学校が再開した第1週目は給食の提供は行いません。第2週目は福祉的な意味合いの簡易な食糧を提供させていただきます。給食は第3週目からとなります。当初解除後の昼食について持ち帰りの検討を行いました、分散登校の状況、物資の調達が困難となりました。

職員の現在の状況ですが、栄養士は献立の内容を検討しております。調理員は学童保育などの補助業務で見守り業務をお願いしています。後ほど詳しい資料が出てくると思えます。

(坂田教育長)

報告資料の記載ですが、解除後の対応に少し古い情報が入っています。訂正をお願いします。次は指導課中山教育部参事お願いします。

(中山教育部参事)

現在の状況です。1学期中の会議、研修等、中止又は延期をさせていただいて、学校のほうに周知を図ったところでございます。解除日前までの取り組みといたしましては、各学校では1週間に1回程度、課題の配布・回収等を行う任意の登校日を設け実施しております。教育長がおっしゃられていた、YouTube の環境の整備、ガイドラインの改訂、Q&A の作成を通して解除後の対応に向かって進んでいるところでございます。

(坂田教育長)

解除後の対応については後ほど Q&A をもとに説明をいただくことといたします。続いて綾生涯学習スポーツ課長。

(綾生涯学習スポーツ課長)

生涯学習センター、その他管理する施設におきましても、5月 31 日まで臨時休館をしております。再開については、各指定管理者が、時間の短縮等を行っているところです。今までの取り組みといたしましては、4月 24 日より月木の週 2 回、キラリおうち体操を YouTube 動画配信しております。昨日までに計8回のアップとなりました。

解除後の対応でございますが、生涯学習センターにおきましては、施設の中でのマスクの着用、アルコール等の除菌を引き続き行います。また貸し館につきましては、三密を避けるために席の間隔をあけてもらう、また換気を行う、各部屋の定数を半数程度の利用とし、要請したいと思っています。

指定管理者の施設に関しましては、市の方針を示した上で、各指定管理者の判断によりまして、周知を行ってほしいと考えています。

また学校開放につきましては、体育館の開放は十分に換気を行った上で利用をしていただくよう、利用者に呼びかけを行いたいと思っています。

(坂田教育長)

図書館お願いします

(伊藤図書館長)

現在、臨時休館中ですが3月6日から4月 12 日までの間、野塩図書館、駅前図書館、中央図書館の臨時的窓口にて、予約図書を受け付けと貸し出しに限定し行っておりました。ただし、

臨時の窓口利用が、4月 11 日 1,216 点、12 日 1,293 点と、開館時と同等の利用があり、緊急事態宣言が発令されたこともございまして、4月 13 日より予約の受け付け及び貸し出しを中止しています。

通常時、予約図書に関しましては、貸出しの準備が整い、予約者に連絡を差し上げてから、8日間の置き置きをいたします。来館されない場合には、その後、書架に戻しているものでございます。今現在、2,198 点の予約図書が取り置いたままになっております。臨時休館明けの8日間は、この予約図書について置き置きをいたしますが、お受け取りにいらっしゃらない場合は書架に戻すことを考えております。

解除後の対応において記載していること以外に、返却された図書に関しましてもアルコールで消毒をし、2日間ほど留置し、その後書架に戻す予定です。また職員が対面業務を含め、不安が大きく、職員全員にフェイスガードを購入いたしました。フェイスガードをつけて利用者との対応をいたします。以上でございます。

(坂田教育長)

郷土博物館からお願いします。

(渡辺教育部長兼郷土博物館長)

郷土博物館も今月いっぱい臨時休館を予定しております。現在の取り組みでございますが、収蔵物が約一万点ありますので、学芸員を筆頭に大規模な整理を行ってまいりました。またホームページの更新、キャラクターマスコットを感染防止用の新しいものにバージョンアップをいたしました。市役所の全ての職員が自由に使えるように提供してあります。

解除後の対応でございますが、こちらに記載している通りなのですが、常設展につきましては一日の平均が約 128 人で、1時間当たり約 16 名と考えると、三密の状況にはならないと考えています。

今後は2つの大きな特別展が控えており、相当の集客があると予想されます。入場制限の必要について職員と調整をしているところです。

(坂田教育長)

説明が一通り終わりました。質問を受け付けたいと思います。粕谷委員から。

(粕谷委員)

1つ目が、教育総務課の解除後の持ち帰りの昼食についてです。これは場合によって学校で食べることが可能か、それとも持ち帰りが前提でしょうか。

2つ目は、生涯学習スポーツ課の YouTube 動画ですが、1回目の視聴回数が非常に多かったのですが、その後徐々に視聴回数が減少し、最新のものでは100回程度となっています。内容は非常に面白いのですが、認知度が充分ではないのかと感じています。これはもう少し一斉メール等の通知でアピールをしてはどうでしょうか。せっかく色々と準備をしてもらっています。もう少し視聴していただける機会を作れる工夫が必要と思います

(坂田教育長)

では1つ目の持ち帰りの簡易昼食について。学校で食べられるのか副参事お願いします。

(宮本教育総務課副参事)

全食持ち帰りの対応となります。簡易昼食となる物資を確保することも、本当に取り合いの状態、実際には困難な状況にあります。アレルギーのある子、ない子への対応も難しい状況です。分散登校が行われている中、昼食を学校で食べるとなると、改めて場所の検討も必要となります。

アレルギーのある子もいる中で、様々なリスクを検討し、基本は自宅で食べていただきたいということになっています。

(坂田教育長)

原則、持ち帰りということです。生涯学習スポーツ課長、おうち体操の告知等についてお願いします。

(綾生涯学習スポーツ課長)

粕谷委員のおっしゃる通り1回目の配信では1,000回以上の視聴があり、それ以降は200回越え位かと思っています。理由としましては、各学校のホームページ、メールのお知らせの影響だと思います。清瀬市のホームページでは、毎回アップする度にトップページへお知らせを掲載しております。視聴が伸ばすための検討いたします。

(坂田教育長)

対応は検討中という事です。委員の方より再質問はございますか。

(粕谷委員)

昼食の件です。持ち帰りとの事ですと、学校によって午後から登校する学年も設定されているのかと思います。帰りに受け取って持ち帰りとなるのでしょうか。

(坂田教育長)

午後から分散登校する学年の、子供たちへの対応とのご質問です。宮本副参事。

(宮本教育総務課副参事)

午後の登校も同様に持ち帰りとなっています。とても申し訳ないのですがカロリー自体も低く、給食ほどのカロリーは補えません。パッケージ化された食品で、緊急的な意味合いのものです。給食及び昼食の代わりになるものではありません。

(坂田教育長)

午後の授業を受けた後に持ち帰ると言う事ですね。わかりました。

(粕谷委員)

記載が昼食とされているので、その概念で保護者が理解してしまう可能性があります。補助食品や軽食の等の表現の方が誤解されないと思います。

(坂田教育長)

目的と誤解のない説明表現についてご指摘をいただきました。

(宮本教育総務課副参事)

検討いたします。教育委員会資料では昼食といたしましたが、新型コロナウイルスに関する支援物資の取り扱いといたします。

(坂田教育長)

ご質問をお願いします。土屋委員どうぞ。

(土屋委員)

緊急事態解除後の対応について、各課、各館の準備等は説明で分かったのですが、事態への対応の準備について、例えばクラスターが発生した場合の備えも記載が必要と思います。実際に東京都以外地域ですが、解除後の対応を聞きますと、公共施設等への入館、利用者に連絡先情報を記入するような手続きを行っています。このような事は考えていらっしゃるのでしょうか。

(坂田教育長)

第2波、第3波も予測しつつ、クラスター発生の際の対応について。また、生涯学習施設等は入場時に連絡先を把握するような対応は考えられているのかということです。これは教育部長から。

(渡辺教育部長)

清瀬市コロナ対策本部では、公共施設でクラスターが発生した場合、各施設の対応というより、本部で一律に考えていきたいと思っております。施設でクラスターが発生した場合、一時的に休館となると思われます。それ以降は保健所、関係機関の指示を仰いで消毒等を実施いたします。

また入館者、利用者の連絡先の収集でございますが、現在も市役所、公共施設では来所されたお客様に連絡先カードの記入をお願いしております。それを当面の間は継続をして万が一、クラスターが発生した場合に後追いが出来るようにしております。生涯学習施設も同様の取り扱いを行います。

(坂田教育長)

土屋委員、各施設もクラスターの発生に備えているということでした。よろしいでしょうか。兵頭委員お願いします。

(兵頭委員)

図書館の予約図書に限り貸し出しの実施があったとの事でしたが、可能であれば継続されてはと良いのではないかと考えています。図書館の中を自由に閲覧すると、様々な問題があるかと思いますが、予約図書に限って、予約者が来館、カウンターに取りに来る。カウンターだけの受け渡しであれば、市民にも利用できるような場所の1つでもあって欲しいと思います。また、解除されると利用者が増えると思います。それぞれ施設が違いますので同じようにはいき

ませんが、出来るサービスをその時々、学校の図書も同様ですが、図書館などは市民生活と密着していると思うので、出来る限り様々な対策をして欲しいと思います。率直な気持ちです。

(坂田教育長)

図書館長、貸し出しの再開を急げないかという内容も含んでいると思います。

(伊藤図書館長)

まずはこのコロナ対策本部の方針に従う形になっておりますが、私どもとしましては、解除宣言が出ていなくても、対応が出来るような形で準備をしております。

実際には市民センターに併設していない図書館、駅前図書館、中央図書館は実施できる形になります。後は対策本部の対応と調整をしております。

また、予約図書として取り置いてある本が 2000 冊以上ございます。取り置きされた図書の貸し出しを先に行いたいと考えています。

(坂田教育長)

教育委員会として、なるべく早く開館する等の意向があれば、それをもとに対策本部へ議論を求めていく必要があるかと思えます。

(兵頭委員)

図書の予約と臨時窓口での貸し出しは可能なのでしょうか。

(伊藤図書館長)

現在、インターネット、電話ともに予約の受け付けはしておりません。また貸し出しも停止しております。予約の受け付けをしてしまいますと、貸し出しができない状態になっておりますので館内で取り置きをしておき、貸し出しを待つ形になります。現在でも 2000 冊以上の予約図書がございます。

図書館が開館すれば、図書館に実際に来ていただき、書架から持ってきていただくこともできますが、駅前図書館は予約図書の取り置きに場所を占領され、利用者の方が入館されても必要な本を探すことも難しくなっています。

(坂田教育長)

予約者に本を借りに来てもらう事は出来ないのでしょうか。

(伊藤図書館長)

はい。貸し出しの体制は整っております。

(坂田教育長)

新型コロナウイルス感染症対策本部との調整なども必要ですが、予約図書から貸し出しを限定して再開し、早めに通常の図書館の利用が出来るようにと私は思います。宮川職務代理者をお願いします。

(宮川職務代理者)

給食あるいは図書館の取り組みについて頑張っておられたのかなと感じます。ありがとうございます。給食の再開の事について、後で整理をして教えていただきたいと思います。

指導課の研修について、例えば法定の初任研等が中止となっているのか、出来る事として何かやっていらっしゃるのか、お教え願います。例えば自治体によっては、初任者に課題を与えて、それを定期的に教育委員会や校長に提出する等の取り組みをしているところもあるようです。その自治体はなぜそのようなことを始めたのでしょうか。初任者の方がいざ教壇に立つとなった時に、コロナの関係で休業となり、自分は本当に教師としてやっていけるのかとの不安となった方も多いようです。不安解消と同時に、初任者の方が準備しておけば仕事始めがより円滑で、力を発揮出来ると思える支援をやるべきじゃないかと思っております。それをやっているのかどうか、あるいはご紹介ください。

(坂田教育長)

中山教育部参事、初任者研修の事についてお願いします

(中山教育部参事)

法定研修に関しまして、初任者研修を振替という形にしております。もちろん課題を出すこと、その対応もあるのですが、本市の場合、集中研修を中止した分、指導主事と教育支援センターの指導教授が、各学校を巡回しております。個別の研修を行うスタイルをとるようにさせていただきます。

(宮川職務代理者)

指導主事や、指導教授の方が個別の研修をしているという事ですが、それは初任者一人当たりに対してどれくらいの訪問を行っていますか。実績の報告ありますか。

(中山教育部参事)

第1回の集中研修を中止した場合、その分に対応する回数を行っています。今やり始めているところです。

(坂田教育長)

全体を通してご質問等ありませんか。またこれも対応策が変わってくる可能性もありますので、随時報告をしていきたいと思えます。事務局よろしくお願ひします。少し議論が長くなりますので日程第5 を後回しにさせていただいて、日程第6を先にやらせていただきます。

報告事項に、公共施設再選計画の延期について教育総務課長より説明をお願いします。

(細山教育総務課長)

本件につきまして報告資料はご用意しておりません。昨年度は学校の適正規模適正配置の作成に関わりまして、皆様方の最終的なご審議いただきましてありがとうございました。おかげをもちまして、計画につきましては決裁が下りたところでございます。その計画に基づいて今年度は具体的な公共施設の再編について、学校関係者、PTA 保護者会、市民懇談会を通じ意見交換を行いながら合意形成を図る計画となっております。

ところが今回のコロナ禍におきまして、懇談会の実施が出来ず、予定がずれていることから、市長部局、理事者等との相談の上、半年間の延長というところで、今回報告させていただいております。

本来であれば、コンサルタントが作成しました今後の工程表をお示ししたかったのですが、時間的に叶わなく、実際このような形でご報告させていただくこととなりました。よろしくお願ひいたします。

(坂田教育長)

今までプログラムにしておりました校長会、PTA保護者会等への説明、これが全て半年遅れになります。具体的には大体9月位からのスタートを予定しています。

資料を使ってお示しできない理由は、コンサルタントとの契約の問題があるためです。口頭

での報告とさせていただいておりますが、半年間ずれるという事でございます。このことについてご意見、ご質問ございますか。宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

学校の再編に関わる報告書がございますが、これについてはすでに議会、文教の方で何か報告、審議をなされた経過がございますか。

(坂田教育長)

細山教育総務課長。

(細山教育総務課長)

市長の決裁が最近下りたところでございます。議会等の報告はまだしておりません。

(坂田教育長)

他の委員の方もご質問等ございませんか。

スケジュールが見える化できるようになりましたら教育委員にも資料提供お願いいたします。

では続きまして、日程第7 報告事項3、令和元年度長期欠席いじめ調査の報告について。馬場統括指導主事よりお願いします。

(馬場統括指導主事)

日程第7 報告事項3、こちらにつきましては資料配布をもって報告とさせていただきます。以上です。

(坂田教育長)

報告事項3は、新型コロナウイルス感染症対策、開校後の議論に時間を調整したく、書類の配布を持って報告に代えさせていただきます。日程第8 その他について、細山教育総務課長。

(細山教育総務課長)

5月 27 日 教育法委員会訪問清瀬小学校となります。内容としましては学校管理職との教育委員会の皆様との懇談となります。6月 17 日 定例教育委員会を中清戸地域市民センター

でおこないます。

(坂田教育長)

日程につきましては、資料の通りでございます。

教育委員会訪問は5月27日、Aタイプの学校訪問です。10時30分ごろ学校にお尋ねいただき、管理職より学校経営についての説明を受けます。11時45分には閉会と考えております。

コロナ対応が落ち着きましたら、給食の試食なども含まれるようになりますが、今回は懇談のみとなります。またAタイプが教育委員訪問、Bタイプが指導訪問となっておりますが、教育委員の皆様方、Bタイプも任意で参加することが可能です。お時間の都合がつくようでしたらご出席いただければと思っております。日程第5のQ & Aに戻らせていただきます。中山教育部参事から説明をお願いします。

(中山教育部参事)

清瀬市立学校版感染症予防ガイドラインをご覧ください。内容につきましては3月に皆さんにご審議いただいたものとなります。変更点は個々の項目から2つです。若手教員の相談窓口に関しまして、教育課程の変更について、この2点につきましては、ややガイドラインより細かい桁の話になりまして、ガイドラインから外させていただいております。その分、他の部分で学校に周知をしていきます。

また就学援助に関する規定につきましては、ガイドラインから外し、別の周知の方法を検討して参ります。

ガイドラインに基づきましてQ&A(案)をご覧ください。Q&Aを作成した経緯につきましては、先ほど教育長からの説明の通りでございます。校長方の様々な価値観もある中で、大きなくくりとして分散登校を2週間、3週間目からは通常授業を開始してほしいと学校へ依頼をかけました。学校との約10時間にわたる議論のもと、校長先生方とともに練ったものをここに載せております。

国のQ&Aをベースとしておりまして、そこから独自の基準を設けたものを、この後ご説明させていただきます。

可能な限り向かい合う学習を行わない、全校児童・生徒で集まらない、学年をまたいで全校集会等を行わない、縦割り活動は可能な限り行わないです。37度以上の発熱があった場合、平熱+1度を超過した場合、通知文に基づいて、息苦しさや軽度でも咳などの症状がある場合、

具体を示させていただいております。学校で児童・生徒等の発熱を確認した場合は、基本的には清瀬市立小中学校の保健室は使用せず、別室をとという形をとらせていただきます。市として考えておりますのは、空気を入れる簡易ベッド等の準備をし、別室でお預かりするというところでございます。

消毒ついて。基本的にはドアノブ、電気スイッチ等は一日1回以上の消毒を使用して清掃を行うとし、回数の規定は行いません。国の基準をベースにして、各学校での判断となります。施設の消毒においては、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作って使用します。

問 14、学校においてマスクが足りない時、市は整うように準備を進め、国が配布した布マスクにつきましては、各家庭で活用、お子さんに持たせてほしいお伝えし、手作りマスク等の活用もお願いすることになっております。

次に手作りマスクを用意できない家庭もあることを踏まえ、学校に対するマスクの供給確保、市も継続して行っていくことを明言した上で、市教委よりキッチンペーパーの準備を行い、キッチンペーパーと輪ゴムを使用した簡易マスクの作成を指示いたします。子供たちには必ずマスクを着用することを原則としております。

問 19、患者が出た際の清瀬市教育委員会への報告についてですが、別の様式がございしますので後ほどご説明させていただきます。

問 20、スクールバスの運行に際しての留意点についてです。原則乗車前に健康観察カードの確認が出来ない児童については、利用を見合わせることにします。スクールバスの運行については、どうしても三密が避けられない状況になりますので、利用保護者に対して留意点を説明し、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

問 25、感染者・感染者への濃厚接触者への偏見や差別への対応です。清瀬市教育支援センター、教育相談室等を通じて周知していることを改めて強調させていただいております。

問 26、学習の保障についてです。市教委として、家庭での学習を支援する企画や、様々な学習支援サイトをホームページに記載させて頂きます。また、学校がインターネットを活用した支援が出来るように市教委としても整備を行っています。

問 33、海外に渡航していた児童・生徒が帰国する等、今後もあり得ることで記載をさせていただきました。

問 35、各教科等の指導について。感染症対策を講じてはなお、感染の可能性が高く、実施することができない学習活動については、どのようなものがあるかというところでございますが、国が示したものに付け加えて、感染症対策を充分考慮した講じた上で、各教科等に感染対策の中身を入れさせていただいたところではあります。

まず行動の前に手を洗い、授業後、使用後に手を洗う。手洗いを原則として行っていきます。

問 38、実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意をするべきか。このことに関しましては国からの新しい通知が来ておりまして、体育の授業の内ではマスクを外しても良いと明記されております。

問 39、学力調査に関しまして、今年度は国、都、市の学力調査はすべて中止にしております。それに合わせて配布される問題冊子等は授業等に活用いたします。

問 40、体力調査です。本年度は中止とお知らせしています。入学式については、教育委員の皆さんにご審議いただいたものでございますので加えさせていただきます。

問 42、修学旅行です。記載の「(案)修学旅行」を「宿泊行事」に代えさせていただきます。これに関しましては可能な限り、延期の可能性を探り、可能であれば実施。キャンセル料等も関係しますが、7月中までに判断をして、可能な範囲で実施を検討します。

問 44、運動会についてです。原則令和2年度において、運動会は中止としております。ただし中学年の中でのレクリエーション大会、運動会で予定されていた競技を、何種目を体育の中でやる等、学校で工夫していくとなっております。各学校行事の実施にあたり、国のガイドラインに合わせております。

遠足、集団宿泊、旅行、集団宿泊的行事等です。集団宿泊に関しましては、今後継続して可能性を探っていくと言う事ですが、学区域外での校外学習は原則中止とします。

問 48、部活動の再開と、部活動の改革の推進についてです。国の文言に付け加えて、学校の働き方改革のことも充分考慮して行うこととし、感染症防止対策をきちんと実施することについて、様々なご意見が出たところです。通常登校が始まったらスタートさせる点に一致したことで、感染拡大防止に留意をしながら行っていくこととなりました。

問 49、給食当番等の配食を行う児童や生徒にマスクは必要か等の様々な議論がある中で、基本的には子供たちにも配膳をお願いしていきます。

フェイスシールドの活用ですが、薄いクリアファイルを簡単な工作をして子供用のフェイスシールドを作ることを明記させていただいております。配食を行う児童・生徒にはビニールの手袋着用、給食の会食には机を向かい合わせにしない、ランチョンマットの持参を前校で統一して行っていこうと考えています。

問 52、学童についてです。一定のスペースを確保、教室、図書館、体育館、校庭につきましては学校と協力をしながら利用を進めてまいります。

この Q&A を受けまして、資料No.4の5月 22 日版をご覧ください。表中の編みかけの部分が変更のあった内容でございます。特に学校の再開に関して校長会で議論された内容でございます。

ます。特に留意してほしい内容ですが、保健衛生についてです。児童・生徒・教職員に対しコロナウイルス感染症が出た場合の対応手順がございます。これも学校管理職が養護教諭等と話を詰めながら作成しております。感染症が疑われる場合の聞き取り、Q&Aで説明した用紙をここに載せさせていただいております。学校再開後の給食についてです。別紙ございますように、1週目は提供なし。2週目に関しては支援物資の提供。3週目以降からは給食のスタートとなります。弁当給食それ以降は可能な限り配膳等の工夫しながら給食をスタートいたします。健康観察表でございますが、これを全ての学校で統一して使用いたします。以上です。

(坂田教育長)

ガイドライン及びQ&Aについて説明を受けました。これで定例会を閉じさせていただいて、全員協議会で引き続き議論を進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(宮川職務代理者)

全員協議会でよろしいのではないのでしょうか。(他委員も同意)

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前 11 時 30 分
令和2年5月 22 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 土 屋 佳 子